

# 会 議 録

1 名 称	平成25年度第4回北九州市子ども・子育て会議
2 議 題	子ども・子育て新制度について
3 開催日時	平成25年8月27日（火）13:30～15:30
4 開催場所	北九州市立総合保健福祉センター（アシスト21）2階 講堂 （小倉北区馬借一丁目7-1）
5 出席した者の 氏名	出席委員（10名）（◎…会長、○…副会長）（敬称略・50音順） 内木場 豊 香月 きょう子 上別府 清隆 ○白澤 早苗 陣内 朋子 ◎田中 信利 田中 眞弓 津留 小牧 中村 雄美子 浜村 千鶴子 出席専門委員（7名） 井上 功 木戸 義彦 中田 俊澄 平田 久美子 柳田 克喜 山本 文雄 渡邊 典子
6 議事の概要	次ページのとおり
7 発言内容	次ページのとおり
8 その他	傍聴者なし
9 問い合わせ先	子ども家庭局 子ども家庭政策課 子ども・子育て新制度準備担当 （担当）村上、立石 電話番号 093-582-2550

# 会 議 録

## 6 議事の概要

- ・ 子ども・子育て新制度についてについて

資料1～5に基づき事務局より説明し、質疑・意見交換を行った。

## 7 発言内容

発言者	内 容
	<p>【開会】13:30</p> <p>○ 会議成立の報告</p>
<p>専門委員</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>委員</p>	<p>【議事】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>(1) 子ども・子育て新制度および地域子ども・子育て支援事業について、資料1、2に基づき事務局より説明</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針について、資料3、4に基づき事務局より説明</p> </div> <p>幼保連携型認定こども園は、市の認可という形で決まったのか。現在そのように調整中という情報しか得ていない。説明会等でそういう風に動いているという話ではあったと思うが、どの資料を見ても、認可について、そこまでははっきりと書かれていないように思うのだが確認である。</p> <p>また、幼稚園型認定こども園についても、市町村、政令指定都市に認可権限を下ろそうということで動いているという話を聞いたのだが。</p> <p>幼稚園型認定こども園については、話としてはあるとしても、現時点では基本的に県の認可権限と理解している。</p> <p>幼保連携型認定こども園の認可権限について、認定こども園法の17条において「幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、または設置した幼保連携型認定こども園の廃止を行おうとするときには、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）の認可を受けなければならない」と規定されている。既に法律が公布されており、指定都市の認可が確定している。</p> <p>認定こども園について、幼稚園型や幼保連携型など、認可権限がずれていたら、適切な受給計画が立てられるのか疑問である。適正に需要を把握し、適正に計画を立て実施するというのが、この子ども・子育て支援の法律のキーワードのように感じる。そこを考えると、認可権限は、受給計画を立てるところが把握できるシステムにしないと、この法律には意味がないと思う。</p>

## 会 議 録

事務局	<p>認可権限は、法律で規定されるものであり、本市が決めるものではないが、一つの動きとして、現在県にある幼稚園型認定こども園の認定権限を、市の権限とした方がよりしっかりと支援が出来るのではないかと、この要望を出したことはある。</p> <p>また、子ども・子育て支援事業計画を策定する段階において、市町村と都道府県は定期的に協議・調整を行うという形になっている。そのため、認定こども園の認定権限を持つ県とも、広域調整の部分も含め、話をしながら計画を作っていくこととなる。</p>
会長	<p>子ども・子育て支援新制度を踏まえて北九州市がどういったことをやらなければならないのか、この会議でどのようなことを担うのか、説明してもらいたい。</p>
事務局	<p>会議の役割は、教育・保育施設の利用定員を定めていく、あるいは子ども・子育て支援事業計画を、会議の意見をいただきながら作っていく。また、この計画の進捗状況を確認し、場合によっては、内容について審議してもらうというのが会議の大きな役割である。</p> <p>市町村が行うことは、保育の認可制度が改定されたり、教育・保育施設の事業体がきちんと運営されているかどうかの確認をしたり、そのような作業である。また施設型給付の導入に伴う手続の変更という部分である。したがって、市町村で重要な部分では計画づくりの部分と、そのほかに運営基準等を条例化するという作業が来年度の前半に向けて、発生することになる。</p>
会長	<p>今の話はどちらかというと、幼児期の保育、幼児教育というところである。それに加え、地域子ども・子育て支援事業というものもある。幼児期以外の年齢層も含めて、地域支援の事業、既に大部分が北九州市で実際に実施されている、そういった内容について、もう一度これを機に点検をして、バージョンアップできるものはしていくという観点を冒頭説明したと思う。</p> <p>その意味で、認定こども園、保育所、幼稚園のことだけでなく、地域子ども・子育て支援事業もこの会議の重要なテーマである。</p>
会長	<p>ニーズ調査によって把握する量の見込みに基づいて、子どもの数や需要数が多いと予測される区域に、最終的には認定こども園を認可していく。認可していくことによって供給量を確保していく。そういう考え方だと思うが、一方、北九州市のあるところは人口が増大し、あるところは人口が減少する二極化ということが当然想定されると思う。それに関して、北九州市はどう考えているのか。</p>

## 会 議 録

事務局	<p>これまで、保育所適正配置の五カ年計画において、就学前の子どもが減少している地域は、保育所の定数や保育所の数は減らし、その分を、増加している地域に回していくという対策をとってきた。そうした基本的な考え方は、今後とも変わらないと思っている。先だって新設の保育所の募集をしたが、そういった地域は、既存の保育需要が高い上に、新たに新興住宅地が建つ、あるいは大型マンションの建設が進められる予定があるといった地域であり、市民の強いニーズを捉えて、施設は作らなければならないだろう。一方で、減っている地域については、適切に調整をかけるといったことが必要だと思っている。</p>
専門員	<p>今までは、待機児童という考え方の中で行ってきたと思う。幼稚園にも、多くの就労証明をもらえる保護者が通っている。幼稚園では今、(満三歳児)保育が当たり前になっている。二歳児を4月から預かり、その部分は無認可の保育所のような形で預かり、三歳の誕生日を迎えた次の日から、幼稚園に入ってくる子どもが多くいる。そういう風なことも、勘案していくということによいか。今までの待機児童という考え方は、申請をして入れなかった子どものことである。保護者が就労していて就労証明がとれたとしても、子どもが幼稚園に通っていれば、待機児童にはカウントされない。そういうこともしっかりと考慮した上でやっていただきたい。</p>
事務局	<p>現在、保育所に申込をしたが入所できない子ども、あるいは入所を待っている子どもに加え、幼稚園において、既に就労はしているが、保育所入所の手続きを取らず、幼稚園に通っている子どももいる。また、無認可、あるいは事業所内保育を活用している方もいるため、そういった方々の需要を含めた上で、計画を考えていくことは当然と考えている。</p>
専門委員	<p>認定こども園の考え方として、質の高い幼児期のという部分について、何をもちて質が高いということになるのか。北九州市は、認定こども園が少ないためイメージがわからない。同じ施設の中に、長く預けられる子どもと、3時に帰る子どもがいる。子どもの気持ちなどメンタルな部分について、他県がどういうフォローをしているのか。スタッフがどのようなフォローをすればいいか。専門的な研修などが必要だろうと想像する。</p> <p>子育て支援の利用者支援において、情報提供は、専門的な知識が要求されるため、専門的な知識を持った人を配置する必要があると思われる。利用者支援とは、おそらく個人支援だと思うが、親子ふれあいルームなどの施設を利用されているお母さんたちに対して、このお母さんは保育所の一時預かりを利用した方がいいなど、専門的なアドバイスをするのであれば、かなり専門的な知識を持つ人がいると思う。</p>

## 会 議 録

事務局	<p>利用者支援について、イメージとしては、資料2の子ども子育て支援事業支援計画の8ページの、横浜市のコンシェルジュ事業がある。もともと、この利用者支援は新規の事業だが、横浜市の実施している、保育サービスにおける専門相談員が、区役所の窓口などで、保育サービスの情報提供やアフターフォローをする、といった事業がある。これを、国が各自治体でも取り組んで欲しいといったイメージであると思う。</p>
委員	<p>子育て支援サロン“ぴあちえ〜れ”は、この事業にはあたらないのか。</p>
事務局	<p>“ぴあちえ〜れ”や区役所の窓口などにおいて、同様のことを行っているのは事実であるが、利用者支援事業として補助金の対象となるのか分からないので、一概には言えない。利用者支援としてどのような事業を実施するかという部分についても、他都市の状況も踏まえながら、今後どうするのか内部で検討していく。</p>
委員	<p>資料1の15ページ、「施設型給付の創設」の新たな制度のイメージ図がよく分からない。保育の量が縦軸で、横軸は何か。保育の量の必要性には、上限があるといった図なのか。</p>
事務局	<p>満三歳以上については、今、保育の必要な量が、長時間の設定と短時間の設定になっている。一番左側が、長時間の保育を必要とする方、真ん中が短時間の保育を必要とする方、一番右側が現在幼稚園で行われている標準的な教育時間となっている。三歳未満児については、標準的な教育時間がないため、長時間の保育を必要とする方と、短時間の保育を必要とする方、という表になっている。</p>
会長	<p>認定こども園を認めていくにしても、今後、指導監督するのが北九州市である以上、例えば職員の研修なども考えていく必要がある。「元気発進！子どもプラン」では、保育士に対するものや、障害のある子どもに対する援助などに関する研修システムを構築していくということもあり、それと同じような並びで、認定こども園の職員に対する研修指導も、一元的に行っていくことになるのではと思う。その辺のところも、この会議において、具体的な内容というより、大枠の話しができればと思う。</p> <p>【閉会】15：30</p>